

宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成14年度第1四半期  
に実施した普通会計に係る定期監査の結果は、次のとおりです。

平成14年8月2日

宮城県監査委員 渡 邊 和 喜  
宮城県監査委員 坂 下 康 子  
宮城県監査委員 渡 邊 達 夫  
宮城県監査委員 日 向 則 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
総務部所管	
気仙沼地方振興センター （本吉地域農業改良普及センターを含む）	6月10日
築館地方県事務所	6月26日
迫地方県事務所	6月20日
石巻地方県事務所	6月19日
宮城大学	4月23日
農業短期大学	4月 5日
仙台南県税事務所	6月13日
塩釜県税事務所	6月 4日
環境生活部所管	
保健環境センター	4月24日
保健福祉部所管	
大崎保健福祉事務所	6月26日
栗原保健福祉事務所	6月 4日
登米保健福祉事務所	6月18日
石巻保健福祉事務所	6月 4日

気仙沼保健福祉事務所	6月11日
産業経済部所管	
築館産業振興事務所	6月26日
(築館地域農業改良普及センターを含む)	
迫産業振興事務所	6月26日
(迫地域農業改良普及センター及び迫家畜保健衛生所を含む)	
白石高等技術専門学校	4月23日
王城寺原補償工事事務所	6月5日
塩釜漁港事務所	4月23日
気仙沼水産試験場	5月23日
土木部所管	
築館土木事務所	6月20日
気仙沼土木事務所	6月11日
塩釜港湾事務所	5月13日
石巻港湾事務所	6月12日
中南部下水道事務所	5月22日
東部下水道事務所	6月6日
大崎地方ダム総合事務所	5月23日
栗原地方ダム総合事務所	5月23日
教育委員会所管	
古川教育事務所	4月24日
迫教育事務所	5月16日
図書館	4月9日
美術館	4月2日
多賀城跡調査研究所	4月24日
東北歴史博物館	4月24日
石巻高等学校	6月24日
築館女子高等学校	5月14日

鼎が浦高等学校	6月 6日
村田高等学校	5月29日
涌谷高等学校	5月21日
佐沼高等学校	6月20日
名取北高等学校	6月 6日
仙台西高等学校	6月13日
気仙沼西高等学校	5月22日
柴田高等学校	5月14日
農業高等学校	6月18日
小牛田農林高等学校	5月17日
米山高等学校	6月14日
本吉響高等学校	6月28日
一迫商業高等学校	6月20日
西多賀養護学校	6月 5日
養護学校小牛田高等学園	6月 5日
警察本部所管	
石巻警察署	5月22日
気仙沼警察署	6月 6日
佐沼警察署	6月20日
河北警察署	6月 6日
古川警察署	6月21日

## 2 監査結果

平成13年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は、下記のとおりでした。

なお、軽易な事項については、関係機関に注意をしました。

### 記

#### (1) 気仙沼地方振興センター

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

( 2 ) 築館地方県事務所

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

( 3 ) 迫地方県事務所

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

( 4 ) 石巻地方県事務所

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

( 5 ) 仙台南県税事務所

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

( 6 ) 塩釜県税事務所

県税の収入未済に係る債権管理において、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力回復調査等に不十分なものが認められたので、改善を図るべきである。

( 7 ) 宮城大学

電子複写機賃貸借契約の変更契約において、不適切なものが認められたので、今後再発しない対策を講じるべきである。

( 8 ) 農業短期大学

授業料において、収入未済が認められたので、今後の収納促進と新たな収入未済の発生防止の対策を講じるべきである。

( 9 ) 迫産業振興事務所

農業改良資金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、今後の収納促進と新たな収入未済の発生防止の対策を講じるべきである。